

定 款

K L A S S 株式会社

(令和 5 年 10 月 1 日)

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、KLASS株式会社と称し、英文ではKLASS Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- ①一般産業用機械製造販売
- ②畳、襖、カーテン用機器製造販売
- ③内装工事用機器製造販売
- ④食品機器製造販売
- ⑤太陽光発電システムの販売
- ⑥不動産売買の仲介
- ⑦大規模ソーラー発電所の運営及び売電事業
- ⑧上記②③④⑤の工具、副資材の製造販売
- ⑨上記②③④⑤の関連商品製造販売
- ⑩上記①②③④⑤に関連するコンピューター及びソフトウェアの販売、並びにインターネットを介した、上記商製品の販売
- ⑪上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県たつの市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,694万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第12条 当社は、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取 締 役

(員数)

第18条 当社に監査等委員である取締役以外の取締役 10 名以内、監査等委員である取締役 4 名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

第5章 取締役会

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

- 第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
 3. 当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行(法令が定めるところを除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
 4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
 5. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第6章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

- 第23条 監査等委員会の決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会)

- 第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第25条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第26条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第27条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第8章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第28条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第9章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第31条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(附則)

第 69 回定時株主総会の終結前の行為に関し、当社は、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

上記は、当社の現行定款である。

令和 5 年 10 月 1 日

KLASS 株式会社

代表取締役社長 頃 安 雅 樹